



王塚古墳のある町

桂川町 けいせんまち  
KEISEN TOWN

移住定住支援

## 住宅改修補助金交付事業

最終更新日：2023年4月1日

町民の快適な住環境整備の支援及び地域経済の活性化を図るため、現在お住まいの住宅の改修の際、町内の施行業者による住宅の改修費用の一部を補助します。

### 1. 補助金の対象者

- 1) 申込日現在、町内に住民登録していること
- 2) 補助の対象となる住宅に居住していること
- 3) 対象となる住宅改修に対し、町で実施している他の補助金などを受けていないこと
- 4) 町税などの滞納がない（生計同一者も含む）

### 2. 補助金の対象となる住宅及び工事

- 1) 町内在住の人が町内に所有し居住する専用住宅、併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分
- 2) 「町内の施工業者」および「代表者が桂川町に住民登録している施工業者」が行う改修工事
- 3) 工事費が10万円以上（消費税別）で、令和6年3月31日までに完了届が提出できる改修工事

※補助金の交付決定前に着工しているものは対象となりません。また、補助金交付の対象にならない工事もありますので、事前にお問い合わせください。

### 3. 補助金の額

- 1) 住宅改修に係る費用の1割（上限10万円、千円未満は切り捨て）

### 4. 申請期間と申請先

【申請期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日の役場開庁時間中

【受付場所】 桂川町役場産業振興課商工統計係（電話：0948-65-1106）

### 5. 補助金交付申請手続き

【必要書類】

- 1) 桂川町住宅改修補助金交付申請書
- 2) 工事費明細書（見積書）
- 3) 工事設計書（図面を含む）
- 4) 町の職員が調査することの同意書